

# 【流山市都市計画マスタープラン見直し(案)概要版】

## 1. 都市計画マスタープランについて

市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン・・・都市計画法第18条の2)

市町村の区域を対象とし、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。

## 2. 流山市都市計画マスタープラン見直しの背景及び趣旨

流山市は、平成17年2月に都市計画マスタープランを策定しました。当時は、つくばエクスプレスの開通が間近に控えており、それを前提として「江戸川の水面が輝き、斜面の緑が映える豊かな環境と新しい都市の躍動が調和する“私たちのまち ながれやま”」を将来像に見据えて、まちづくりをすすめてきました。

計画策定から11年が経過し、つくばエクスプレス沿線地区の土地区画整理事業の進捗による新たな市街地が形成され、新川耕地においては流山インターチェンジ付近における物流施設の建設など、土地利用が進展しており、今回の見直しが必要となったものです。

今回の都市計画マスタープランの見直しは、基本的には現計画を踏襲しますが、現時点で必要な時点修正を行いました。

## 3. 流山市都市計画マスタープラン見直しのこれまでの経緯について

流山市都市計画マスタープランは、平成27年度から見直しの方向性の検討を行い、平成28年度は見直しに係る庁内会議<sup>1)</sup>を3回、見直しのための市民協議会<sup>2)</sup>を3回行っていきます。また、9月1日から9月30日の間にパブリックコメント手続きを実施し、3名の方々から3件のご意見をいただきました。応募意見による素案の修正はありませんでした。なお、9月11日には更なる周知を図るため、見直し(素案)の説明会(参加者14名)を開催しています。

### 1) 流山市都市計画マスタープラン見直しに係る庁内会議

議長 都市計画部長 委員 関係各課長

(第1回 6月13日 第2回 7月8日 第3回 10月5日)

### 2) 流山市都市計画マスタープラン見直しのための市民協議会

流山市都市計画マスタープランの進行管理の一環として、時点修正又は全体の見直しを、公民協働で行うため設置 学識経験者2名 一般公募8名

(第1回 5月25日 第2回 7月1日 第3回 10月13日)

## 4. 流山市都市計画マスタープラン見直しの概要

### 4-1 国県の施策や新たな社会情勢の変化に対応する修正について

#### (1) 立地適正化計画の検討について

立地適正化計画の策定に合わせ、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトなまちづくりが求められています。流山セントラルパーク駅周辺を地域生活拠点から、新たに「スポーツ・文化交流拠点」として位置付け、流山新拠点、副次交流拠点を補完するとともに、スポーツの振興・人々の文化的な交流の拠点としました。 将来都市構造図参照

#### (2) 新川耕地の土地利用について

新川耕地においては流山インターチェンジ付近における物流施設の建設など土地利用が進んでいることから、新川耕地の方針について修正を行っています。 裏面・新川耕地の方針図参照

### 4-2 計画策定後の状況の変化に伴う文章の加筆、修正について

(1) 計画策定時点以降の人口や基盤整備の状況について、新たなデータを加えました。

地域別の人口推移についてもデータを加え、地域別の人口推移、地域別年齢別人口の傾向を示すこととしました。

(2) 計画策定時点以降、施策の実施状況や社会動向等により現状にそぐわない文章について、修正しました。

今回の見直しにおいて、流山市のまちづくりの最上位計画である、市総合計画後期基本計画に定められている、『都心から一番近い森のまち』の実現を図るための「まちづくりの基本方針」を反映しました。

### 4-3 名称、表記の統一について

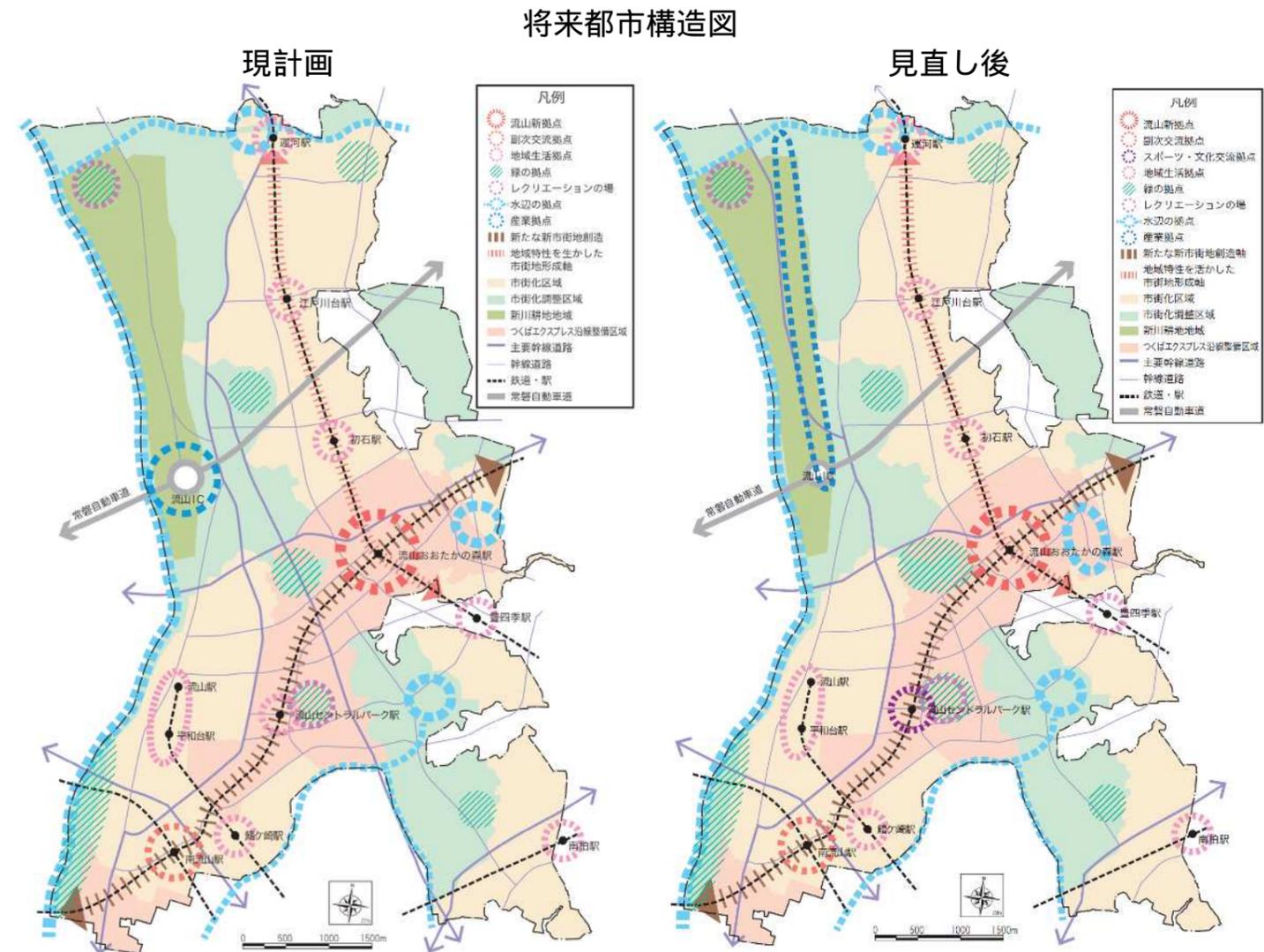
代表例

#### (1) 良質・良好

住宅や住環境について、「良質」と「良好」が混在していたことから、住環境など地域の状況を示す場合は「良好」とし、住宅地など具体的な場所を示す場合は「良質」とし表記しています。

#### (2) 町並み・街並み

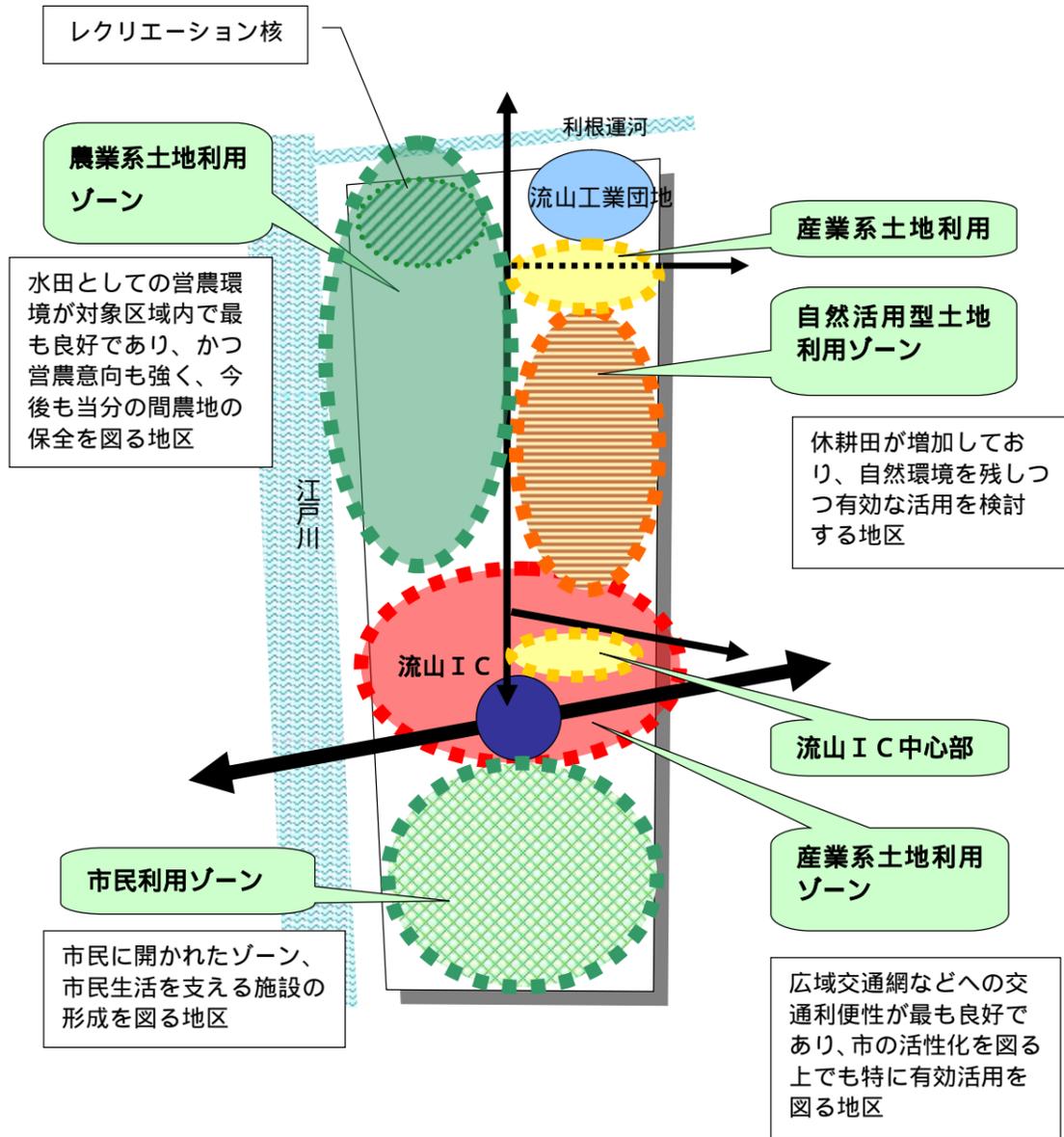
歴史ある流山本町は「町並み」とし、その他は「街並み」と表記しています。



その他の方針図に関しても現況に合わせて修正

# 新川耕地の方針図

現計画



見直し後

